

大子町告示第65号

大子町サウナ活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月23日

大子町長 高梨哲彦

大子町サウナ活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内においてサウナを体験できる環境を整備することにより、本町への誘客を促進し、地域経済の活性化を図るため、サウナ施設等を整備し、又はサウナ施設等を活用した事業を行う者に対し、これに要する経費について、予算の範囲内において大子町サウナ活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、サウナ施設等とは、室内の温度と湿度を高めることで、利用者の発汗を促すための施設及び付帯設備であって、町内に設置し、事業の用に供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) サウナ施設等の設置に係る法令等の要件を全て満たすことができる事業者又は満たしている事業者

(2) サウナ施設等を設置できる敷地を確保できる事業者又は確保している事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 納期が到来している町税等に未納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

(3) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

(5) 補助金の交付決定前までに破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てをした者

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) サウナ施設等整備事業(サウナ施設等を新たに設置し、又は既存のサウナ施設等を更新する事業)

(2) サウナ促進事業(サウナ施設等の利用者に対し、サウナ入浴イベント等を開催する事業)

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき一の年度において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の実施前に、サウナ活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 市町村税完納証明書

(4) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し

(5) 申請者が法人及び団体である場合にあつては、定款又はこれに準ずるものの写し

(6) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たすこと又は満たしていることが分かる書類の写し

(7) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し

(8) 施工内容及び施工箇所が分かる書類の写し(サウナ施設等整備事業を申請する場

合)

(9) 茨城県産木材の樹種、産地及び使用量が分かる書類の写し（サウナ施設等整備事業を申請する場合であって、茨城県産木材をその体積の半分以上材料に使用しているサウナ施設等の設置又は更新である場合）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 規則第4条の規定に基づき補助金の交付の決定をした額については、増額はできないものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、サウナ活性化補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第5号）

(2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていることが分かる書類の写し（交付申請時に要件を満たしていない場合）

(3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し

(4) 事業を実施したことが確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。

(3) 交付の決定を受けた年度の次年度以後5年以内にサウナ設備等を撤去若しくは移転し、又は利用しなくなったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 補助対象者の死亡又は重大な病気若しくは重大なけが等の理由による場合

イ 天災地変その他の避けることができない理由による場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、やむを得ないものと町長が認める場合

(財産の管理等)

第10条 補助決定者は、補助金により取得し、又は効用の増加をした財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(実施状況等の報告)

第11条 町長は、必要と認めるときは、次に掲げる事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助対象事業の成果
- (2) 事業所等における事業内容、収支決算等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
サウナ施設等整備事業	サウナ施設等の設置又は更新に要する経費（機械装置等導入費、開発費、備品等購入費、外注費等）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。 ただし、茨城県産木材をその体積の半分以上材料に使用しているサウナ施設等の設置又は更新である場合は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。
サウナ促進事業	サウナ入浴イベント等の開催に要する経費（機械装置	1 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、2

	等導入費、広告宣伝費、開発費、備品購入費、設備等の賃借料、専門家謝金、外注費等)	0万円を限度とする。 2 サウナ施設等整備事業と併用する場合は、サウナ施設等整備事業含め70万円を限度とする。
--	--	--

様式第1号（第6条関係）

サウナ活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

太子町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

サウナ活性化事業補助金の交付を受けたいので、太子町サウナ活性化事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 補助対象事業の内容

サウナ施設等整備事業 サウナ促進事業

3 総事業費（補助対象経費） 円

4 補助金交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市町村税完納証明書
- (4) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (5) 申請者が法人及び団体である場合にあつては、定款又はこれに準ずるものの写し
- (6) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たすこと又は満たしていることが分かる書類の写し
- (7) 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- (8) 施工内容及び施工箇所が分かる書類の写し（サウナ施設等整備事業を申請する場合）
- (9) 茨城県産木材の樹種、産地及び使用量が分かる書類の写し（サウナ施設等整備事業を申請する場合であつて、茨城県産木材をその体積の半分以上材料に使用しているサウナ施設等の設置又は更新である場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

事業計画書

(フリガナ) 名称（商号又は屋号）				
法人番号（13桁）				
自社ホームページのURL				
常時使用する従業員数		人	※常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。	
資本金額 （個人事業者は記載不要）		円	設立年月日（和暦）	年 月 日
連 絡 担 当 者	(フリガナ) 氏名		役職	
	住所	(〒 -)		
	電話番号		FAX番号	
	E-mailアドレス			
事業者概要				
事 業 内 容 等	事業実施期間	開始	年 月 日	
		完了	年 月 日	
	事業の目的 及び内容 (300字程度)			
	その他事業を実施 する上で参考となる 事項			

様式第4号（第8条関係）

サウナ活性化事業補助金実績報告書

年 月 日

太子町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

年 月 日付けで交付決定された補助対象事業が完了したので、太子町サウナ活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

2 補助対象事業の内容

サウナ施設等整備事業

サウナ促進事業

3 総事業費（補助対象経費） 円

4 交付決定額

5 事業着手年月日 年 月 日

6 事業完了年月日 年 月 日

7 補助対象事業の効果（200字程度）

8 今後の展望（200字程度）

9 添付書類

(1) 収支決算書（様式第5号）

(2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていることが分かる書類の写し（交付申請時に要件を満たしていない場合）

(3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し

(4) 事業を実施したことが確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

